

1.（自動継続後の適用利率）

自動継続扱いの場合の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後（自動受取式の場合は満期日、満期日が銀行休業日の場合は、休業日の翌営業日。以下同じです。）にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- A. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- (a) 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

なお、当該利息の払戻しの手続に加え、当該利息の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは当該利息の払戻しを行いません。

- (b) 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

- (c) 定期預金とする場合には、中間利払日に、その自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は中間利払日における当行所定の利率を適用します。

- B. 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後（自動受取式の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) 自動継続扱いの場合のこの預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下本項および次項において同じです）から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については継続日における第1条の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- A. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払利息を利息の一部として各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- B. 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

- (4) 自動継続扱いの場合のこの預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- A. 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- B. 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

- (a) 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

(b) 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当行、所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

- C. 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。

また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

D. 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

なお、当該利息の払戻しの手続に加え、当該利息の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは当該利息の払戻しを行いません。

- (5) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (6) この預金を定期預金規定書共通規定5（1）により満期日前に解約する場合および同共通規定5（4）および（5）の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、当該預金の元金を、同じ預入日に解約日を満期日として預入する場合に適用される店頭表示利率×90%で計算される利率を上限利率とします。なお、解約日の普通預金の利率を下回る場合は、上限利率を超えない範囲で解約日の普通預金の利率とします。

また、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

A. 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- (b) 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- (c) 1年以上3年未満 約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- (b) 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- (c) 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- (d) 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- (e) 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- (f) 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%

C. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- (b) 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- (c) 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- (d) 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- (e) 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- (f) 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- (g) 3年以上5年未満 約定利率×90%

D. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- (b) 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- (c) 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- (d) 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- (e) 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- (f) 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- (g) 3年以上4年未満 約定利率×80%
- (h) 4年以上5年未満 約定利率×90%

- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（中間利息定期預金）

- (1) 中間利息定期預金の利息については2の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
- A. 中間利息定期預金の内容については別途連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - B. 中間利息定期預金をこの預金とともに解約（自動受取式の場合は、満期日自動解約以外の方法で解約）または書替継続するときは、所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。
 - C. 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。
 - D. BおよびCの解約または書替継続の手続に加え、当該預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合には、その預金の継続にあたり、2（4）B（b）の規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

4. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
- (2) (1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上